

建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書 (第一面)

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

兵庫県知事殿

報告の日
(提出日又は郵送報告日)です。

1級 01A5桁の数字
2級 02A 〃
木造 03A 〃

令和〇〇年2月1日

(一級) 建築士事務所(兵庫県) 知事登録第 01A00×××号
所在地 神戸市中央区下山手通〇〇-△△
電話 △△△-×××-〇〇〇〇 番
建築士事務所の名称

株式会社兵庫建築一級建築士事務所
(法人の場合)
株式会社兵庫建築
代表取締役 兵庫 太郎

開設者の氏名

(個人の場合) 兵庫 花子

※事業年度について
令和3年度分の場合

【法人】

例: 決算日が3月末の法人

令和3年4月1日～令和4年3月31日

【個人事業主】

令和3年1月1日～令和3年12月31日

(個人の方はすべて1月1日から12月末になります。)

事業年度を変更することはできません。

事業年度 令和〇〇年1月1日～令和〇〇年12月31日

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

控えの必要のない方は1部、控えの必要な方は正副2部を持参又は郵送してください。

※ 副本を返送希望の場合返信用封筒を同封してください。

